



帯広市介護支援専門員連絡協議会
会長 小関 純一 様

帯介護第 586号

平成19年 7月9日

帯広市長 砂川 敏文
(保健福祉部介護保険課)



訪問介護の解釈について

盛夏の候、ますますご清祥のことと心からお喜び申し上げます。日頃より帯広市保健福祉事業ならびに介護保険運営についてご理解を賜り、また日々利用者の在宅生活に対してご支援を頂いていきますことに、心より感謝申し上げます。

さて、このたび平成19年7月3日付けでご依頼のありました、資料について回答いたしますので、勉強会の参考にお役立て下さい。学習会を通じて、共通認識にたち法令順守にご協力いただきますようお願い申し上げます。今回の回答は、一般的な考え方とさせていただいておりますので、別途ケース毎に検討が必要と思われる場合や疑義が生じる可能性のある場合はご相談願います。

記

1. 資料の回答について 一部

1. 住居を見つけるための外出援助

独居の人が現在の家を出て行かなくてはならなくなり、道営住宅の抽選に行きたい。ヘルパー同行してもらい違うアパートも見に行きたいという希望に対してヘルパー同行が可能か。

訪問介護は「居宅において介護を受ける者の居宅における、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の世話」（法7条6項施行規則5条）とされており、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分や個別のサービスの一連の流れについては、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計10号、最終改正 平成17年6月29日老計発第0629001号等）に規定されている。

道営住宅の抽選に行くという事例は、身体介護の1-6の自立生活支援のための見守りの援助に該当するとは考えにくい。訪問介護の算定対象とはならない。この場合は、家族支援や地域のボランティア、知人・友人の支援をプランに位置づけることや介護保険給付の範囲外のサービスにおいて、利用者と事業者との間の契約に基づき「保険外のサービス」として、利用者の自己負担によってサービスを提供すべきである。アパートの見学についても同様の考え方である。

なお、適切なアセスメントの結果、自宅での着替えや車椅子の移乗介助が必要と判断されれば、自宅内のサービス提供については身体介護として算定できる。

なお、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」はとても重要ですので、手元に持っておくことをお勧めします。

2. 買い物援助

車椅子の利用者が着る服を買いに行きたいと外出援助を希望したが、可能か。ただし、気に入ったものがなければウィンドウショッピングになるかもしれない。

車椅子の利用者の訪問介護の提供となるため、身体介護1-6の自立生活支援のための見守りの援助の車椅子での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう支援することに該当するため算定可能。

しかし、日用品等に該当するものであれば該当になるが、日用品の範囲を超える趣味性の高い物等については対象とはならない。気に入った物ということになれば、趣味性の高い物と考えられるため、ウィンドウショッピングのみでは介護保険外のサービス提供となる。

3. 夫婦とも要介護者への生活援助の算定

二人に対して生活援助（掃除、買い物、調理、洗濯）を行っているが、両方でそれぞれ生活援助を算定しなくてはならないか。片方で算定してもいいのか。

原則として、一人の訪問介護員が「同一時間」に二人同時に身体介護を提供することは困難です。生活援助については、たとえば高齢者世帯において要介護者が複数いる場合、「同一時間」に提供する場合は按分して下さい。

4. 認知症の悪化予防の一つとして、ヘルパーがおはじきや、折り紙など一緒に行うことを算定できるか。

（例えば、認知症の見守り支援として身体3又は認知症の予防や悪化防止のリハビリテーションとして 身体3等）

認知症の悪化防止の観点から、認知症のデイサービス等の活用を検討して頂きたい。しかし、例外的にそのサービス利用が困難な場合などは、当該行為が平成12年3月17日老計10号、最終改正 平成17年6月29日老計発第0629001号等）に規定「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の身体介護1-6の自立生活支援のための見守りの援助」に該当する必要がある。

なお、適切なアセスメントの結果位置づけられるものであっても、自立支援の目的について、サービス提供前に必ず、専門的知識を持ちサービス担当者会議で確認しておく必要がある。

5. 同居家族がいる場合の掃除をする場所の、共有部分の解釈は。例えば、居間やトイレ、浴室などの掃除は可能か。

家族若しくは親族と同居している利用者にあつては、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であつて、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる居宅要介護者に対して行われるものとされている。したがって、共有部分の解釈を考える前に上記条件に該当するかどうかを吟味してください。なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対して、その解決に必要であつて最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要があります。

なお、共有部分（階段、廊下、台所）などは、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱い等について」（平成12年11月16日老振第76号）の1の家族が行うことが適当であるという項目に該当すると判断されます。しかし、家族が疾病、障害等に該当する場合で、主として利用者が使用する居室の掃除については算定できます。

6. ① 乗降介助について、要介護1になったので利用したいと希望されることが多いが、どんな人が対象になるのか。
- ② 夫婦でそれぞれの病院に受診する為に、1台の車で二人一緒に乗降介助を受けそれぞれの病院へいくことは可能か。その場合の算定は片道100（単位）×2人でいいのか。

①「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定する場合は、「老企第36号第2の2（6）」において適切なアセスメントを通じて、あらかじめ居宅サービス計画に位置づけられる必要があり、居宅サービス計画において、通院等に必要であることその車両への乗降が必要な理由

- ア、 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由
- イ、 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨
- ウ、 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること

を明確に記載する必要があるとされている。よって要介護度が要介護1になったから利用できるということではなく、上記要件を満たす身体状況の方が対象になります。

②要介護高齢者で①に該当する身体状況の夫婦を同一の通院先へ移送し、かつ複数の要介護者に「通院のための乗車又は降車の介助」を行った場合で、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合にはそれぞれ算定できる。

なお、訪問介護員が1人のための介助（受診手続き等）を行っている間は、車内に他の利用者だけが残されることから、車内に残った利用者の安全確認ができることが必要。

7. 事業所の車で病院受診支援をしてもらっているが、車に乗っている時間も算定時間に含まれるか。

「老企第36号第2の2（6）」により、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではないとされているため含まれない。

しかし、当該車両を運転するもう1人の訪問介護員等とは別に、訪問介護員が車両に同乗して移送中の介護も含めた介護行為を行う場合は、1人分の介護員のサービスについては算定できる。

この場合にあっては、「通院等のための乗車又は降車の介助」については算定できない。